

# 尾道市農業委員会総会議事録

- 開催日時 令和2年7月29日(水) 14時20分から17時00分
- 開催場所 向島公民館2階 大研修室
- 出席委員 19人(委員総数19人)  
会長 19番 土山 浩二  
副会長 2番 金藤 祐治                      8番 山田 清  
委員 1番 米田 健一                      3番 村上 智彦                      4番 吉原 正紀  
         5番 松森 智                      6番 安井 常人                      7番 上峠 数博  
         9番 高本 博文                      10番 村上 正                      11番 中司 睦枝  
         12番 大西 寛幸                      13番 岡本 幸平                      14番 原 弘子  
         15番 片山 博                      16番 高橋 泰登                      17番 八津川 和司  
         18番 檜原 生夫
- 欠席委員 0人
- 農地利用最適化推進委員の出席 18人  
江良 宗人      中司 邦弘      笠井 博志      浅野 訓      檀上 健      杉谷 智章  
上 清五郎      石本 徳栄      宮迫 徹也      林原 啓      奥本 浩己      宮地 眞良  
松浦 徳和      村上 佐代子      藤岡 正宏      江田 敏道      佐々木 崇      植原 宗哉
- 議事日程
  - 議事録署名委員の指名
  - 議案(審議事項)  
議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第37号 非農地証明申請について  
議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理機構分)  
議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理機構分)  
審議事項(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による  
農用地利用配分計画(案)に対する意見について  
審議事項(3) 尾道農業振興地域整備計画変更の意見について
  - 議案(報告事項)  
報告第29号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について  
報告第30号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する受理について
  - その他  
その他
- 農業委員会事務局職員  
事務局長 市川 昌志  
事務局職員 宮崎 伸昭      胡本 尚子      中島 幸恵      小田 充彦
- 農林水産課職員  
職員 高橋 知佐子      久保崎 創

## 9. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	<p>本日の出席者の報告をさせていただきます。委員総数は19名で、本日の出席委員は19名、欠席委員は0名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。</p> <p>議事録署名は1番・米田健一委員、2番・金藤祐治委員にお願いします。 農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は18名です。</p>
議 長	<p>議事に入ります前に、最初の総会でございますので、農業委員、推進委員及び事務局職員の自己紹介をお願いします。</p> <p>（農業委員、推進委員及び事務局職員が自己紹介を行う）</p>
議 長	<p>それでは、総会の議事に移らせていただきます。 議案書の方をご覧ください。 議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第34号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 （議案第34号、53番から60番までを議案書をもとに説明）</p> <p>53番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は、木ノ庄町木門田字尻ヶ坪外の全4筆、登記、現況地目ともに田が2筆、登記、現況地目ともに畑が2筆で、面積は合わせて630㎡です。 譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は相手方の要望によるです。 譲受人の経営面積は7,796.19㎡で、下限面積の1,000㎡を充たしています。 なお、譲渡人は被成年後見人であるため、申請にあたり、成年後見人の登記事項証明書が添付されております。 この申請については、7月6日宇根委員、笠井推進委員と事務局職員で現地調査を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>54番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は、原田町小原字加正外の全4筆、登記、現況地目ともに畑で、面積は合わせて1,014㎡です。 譲渡理由は農業廃止、譲受理由は新規就農者としてです。 譲受人は新規就農者のため経営面積はありませんが、今回の譲受面積が1,014㎡であり、下限面積の1,000㎡を充たします。 なお、新規就農者のため営農計画書が添付されており、出荷目的で野菜類を耕作することとなっています。 この申請については、7月6日金藤委員、浅野推進委員と事務局職員で現地調査を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>55番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は、浦崎町字弓場東小桜谷の1筆、登記、現況地目ともに畑で、面積は223㎡です。 譲渡理由は農業廃止、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。 譲受人の経営面積は2,310㎡で、下限面積の1,000㎡を充たしています。 この申請については、7月6日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p>

56番、権利の種類は売買による所有権移転です。

申請地は、御調町綾目字鍛冶屋谷の全3筆、登記、現況地目ともに畑が2筆、登記地目が田、現況畑が1筆で、面積は合わせて141㎡です。

譲渡理由は労力不足による経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。

譲受人の経営面積は2,204㎡で、下限面積の2,000㎡を充たしています。

この申請については、7月8日、土山委員、藤井推進委員、谷満推進委員と事務局職員で現地調査を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

57番、権利の種類は贈与による持分の所有権移転です。

申請地は、向島町字二ツ池の1筆、登記地目が原野、現況が畑で、面積は467㎡です。

譲渡理由は高齢による経営縮小のため持分8分の3を贈与、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。

譲受人の経営面積は2,776.3㎡で、下限面積の1,000㎡を充たしています。

この申請については、7月7日、三阪委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

58番、権利の種類は売買による所有権移転です。

申請地は、向島町字七反株の2筆、登記、現況地目ともに畑で、面積は合わせて254㎡です。

譲渡理由は遠隔地につき耕作不能、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。

譲受人の経営面積は2,687.28㎡で、下限面積の1,000㎡を充たしています。

この申請については、7月7日、三阪委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

59番、権利の種類は売買による所有権移転です。

申請地は、因島中庄町字熊迫の1筆、登記、現況地目ともに畑で、面積は838㎡です。

譲渡理由は遠隔地につき耕作不能、譲受理由は相手方の要望によるです。

譲受人の経営面積は9,595㎡で、下限面積の1,000㎡を充たしています。

なお、譲渡人は被成年後見人であるため、申請にあたり、成年後見人の登記事項証明書が添付されております。

この申請については、7月9日、檜原委員、松浦推進委員と事務局職員で現地調査を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

60番、権利の種類は売買による所有権移転です。

申請地は、瀬戸田町荻字泊りの1筆、登記、現況地目ともに畑で、面積は225㎡です。

譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。

譲受人の経営面積は4,844.71㎡で、下限面積の3,000㎡を充たしています。

この申請については、7月10日、米田委員、寺尾推進委員と事務局職員で現地調査を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

(質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号53番から60番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第35号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。  
(議案第35号、15番を議案書をもとに説明)

15番、所在は、瀬戸田町垂水字天神西の1筆、登記・現況地目ともに畑で、農振農用地区域外、453㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は、第2種農地と考えられます。

転用目的は、一般住宅用地で住宅1棟、建築面積合計110.44㎡、駐車場3区画、合併浄化槽が計画されています。

申請人は、自己所有農地を転用して、住宅を建築したいというものです。

この申請については、7月10日、向山委員、岡本推進員と事務局職員で現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

(質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号15番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

議 長

次に、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第36号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。  
(議案第36号、88番から100番までを議案書をもとに説明)

88番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、吉和町字東安井の1筆、登記、現況地目ともに田で、農振農用地区域外、275㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は、第2種農地と考えられます。

(なお、これ以降農業公共投資の対象となっていない小集団の農地である第2種農地は、「その他2種」と説明させていただきます。)

転用目的は、宅地拡張で、庭敷、家庭菜園が計画されています。

譲受人は、この度、申請地隣接の住宅を取得して、申請地を庭敷及び家庭菜園にしたいというものです。

この申請については、7月6日、安井委員、江良推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

89番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、浦崎町字畝ノ窪の1筆、登記、現況地目ともに畑で、農振農用地区域外、237㎡の転用計画です。

申請地は、都市計画区域外にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積102.27㎡、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は現在借家住まいですが、この度申請地と隣接宅地を取得して住宅を新築したいというものです。

この申請については、7月6日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

90番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、西藤町字石宇津の1筆、登記地目が田、現況が畑で、農振農用地区域外、379㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあります。尾道福山自動車道の西藤インターから300m以内にあり、農地区分は、第3種と考えられます。

転用目的は、分譲住宅地で、住宅2区画、駐車場各2区画、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は福山市に本店を置く、不動産業を営む法人です。

休耕中の申請地を買い受けて、宅地造成後、建築条件付きの分譲住宅地として販売する予定です。都市計画法に基づく開発許可見込みです。

なお、この建築条件付きとは、これまで土地の造成のみを目的とする転用は、認められていませんでしたが、平成31年3月29日付け農林水産省通知により、住宅については、転用事業者と土地購入者が一定期間内（おおむね3か月）に契約を締結することなどの条件を付すことにより、分譲住宅地として転用が認められるようになったものです。

この申請については、7月6日、岡田委員、川原推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

91番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、御調町丸門田字保寺の3筆、登記地目が田、現況が山林が1筆、登記・現況地目ともに田が1筆、登記・現況地目ともに畑が1筆で、農振農用地区域外、合計1,044㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル156枚、発電量38.5Kwが計画されています。

譲受人は、島根県に本店を置く太陽光発電による売電事業を営む法人です。

申請地を買い受けて、太陽光発電設備を設置したいというものです。

再生可能エネルギー発電事業計画認定については、認定済みで、現在事業者変更申請中です。

この申請については、7月8日、土山委員、藤井推進委員、谷満推進委員と事務局職員で、申請代理人立会のもと現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

92番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、御調町大蔵字松原の1筆、登記・現況地目ともに田で、農振農用地区域外、1,039㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル188枚、発電量49.5Kwが計画されています。

譲受人は、岡山市に本店を置く太陽光発電による売電事業を営む法人です。

申請地を買い受けて、太陽光発電設備を設置したいというものです。

再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。

93番・94番は関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、御調町中原字横山田の全6筆、登記・現況ともに田で、農振農用地区域外、合計3,259㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

譲受人は、福山市に本店を置く太陽光発電による売電事業を営む法人です。  
申請地を買い受けて、太陽光発電設備を設置したいというものです。  
再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。  
なお、本件は3,000㎡を超える転用案件として、広島県農業会議に意見徴収することとなります。

92番から94番の申請については、7月8日、池田委員、八津川推進委員、と事務局職員で、申請代理人立会のもと現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

95番、申請内容は売買による所有権の移転です。  
所在は、向東町字二文堂の2筆、登記・現況地目ともに畑が1筆、登記地目が田、現況畑が1筆で、農振農用地区域外、合計498㎡の転用計画です。  
申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。  
転用目的は、資材置場用地で、資材、足場、車両置場が計画されています。  
譲受人は隣接地に本店を置く土木業を営む法人で、業務拡大のために申請地を買い受けて、資材置場等にしたいというものです。

96番、申請内容は、売買による所有権の移転です。  
所在は、向東町字道満新開の3筆、登記地目が田、現況が畑で、農振農用地区域外、合計980㎡の転用計画です。  
申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。  
転用目的は、建売分譲用地で、住宅4棟、建築面積262.16㎡、合併浄化槽、進入路が計画されています。  
譲受人は福山市に本店を置く不動産業を営む法人です。  
申請地を買い受けて、造成後、建売住宅を分譲したいというものです。  
都市計画法に基づく開発許可見込みです。

95番・96番の申請については、7月7日、中司委員、原委員と事務局職員で現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

97番、申請内容は、売買による所有権の移転です。  
所在は、因島土生町字打明の2筆、登記、現況地目ともに畑で、農振農用地区域外、合計802㎡の転用計画です。  
申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。  
転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル252枚、発電量49.5Kwが計画されています。  
譲受人は、申請地を買い受けて、太陽光発電設備を設置したいというものです。  
再生可能エネルギー発電事業計画認定については、認定済みで、現在、事業者変更申請中です。

98番、申請内容は、売買による所有権の移転です。  
所在は、因島土生町字打明の1筆、登記、現況地目ともに畑で、農振農用地区域外、909㎡の転用計画です。  
申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。  
転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル252枚、発電量49.5Kwが計画されています。  
譲受人は、呉市に本店を置く太陽光発電による売電事業を営む法人です。  
申請地を買い受けて、太陽光発電設備を設置したいというものです。  
再生可能エネルギー発電事業計画認定については、認定済みで、現在、事業者変更申請中です。

99番、申請内容は、使用貸借による権利の設定です。  
所在は、因島田熊町字山柄の3筆、登記、現況地目ともに畑で、農振地域外、合計382㎡の転用計画です。  
申請地は、非線引き都市計画区域の用途地域（第一種住居地域）にあり、農地区分は 第3種農地と考えられます。  
転用目的は、一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積130.73㎡、合併浄化槽です。

借受人は、借家住まいでしたが、手狭となってきたため、この度、父名義の申請地を借り受けて、住宅を新築したいというものです。

なお、本申請は本年6月に転用済であり、申請に際しては顛末書が添付されております。

97番～99番の申請については、7月9日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で、うち97番・98番については申請代理人立会のもと現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

なお、97番の案件につきましては、申請地が傾斜地にあり下部農地への影響が懸念されるため、事業説明とともに排水に関する説明を十分に行うよう指導を行っております。

このことに関して、後日、転用事業者から下部の農地所有者より、同意書の写しが提出されており、転用については問題ないものと確認しております。

100番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、瀬戸田町名荷字小来緑の1筆、登記、現況地目ともに畑で、農振農用地区域外、2,073㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル252枚、発電量49.5Kwが計画されています。

譲受人は、呉市に本店を置く太陽光発電による売電事業を営む法人です。

申請地を買い受けて、太陽光発電設備を設置したいというものです。

再生可能エネルギー発電事業計画認定については、認定済みで、現在、事業者変更申請中です。

この申請については、7月10日、白川委員、砂田推進委員、と事務局職員で、申請代理人立会のもと現地調査を行い、しっかりとした水路を設けるよう指導しており、転用については問題ないものと確認しております。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

中司委員  
事務局

97番と98番は、譲受人は、同じ様な名前になっているが、間違いではないのですか。

97番は、個人名義による太陽光発電設備の設置であり、98番は、その個人が代表者を務める法人による太陽光発電設備の設置になりますので、間違いではございません。

議長

よろしいでしょうか。

中司委員  
議長

はい。

他の質疑のある方はございますか。

(質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号88番から100番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

なお、関係他法令が審査中の案件につきましては、他法令が許可になりしだい、許可決定することといたします。

また、申請番号93番・94番につきましては、農業委員会ネットワーク機構への意見聴取をし、許可妥当の答申後に許可決定することといたします。

議長

次に、議案第37号「非農地証明申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第37号、非農地証明申請について、ご説明いたします。

(議案第37号、25番から31番までを議案書をもとに説明)

25番、申請地は、吉和町字東安井の1筆、現況地目は道路、面積は、9.91㎡です。利用状況は、昭和11年頃道路として分筆しており、現在まで道路として利用しているものです。  
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。  
この申請については、7月6日、安井委員、江良推進委員と事務局職員で現地調査を行い、道路と判定されました。

26番、申請地は、栗原町字妙見山の1筆、現況地目は宅地、面積は、287㎡です。利用状況は、昭和37年以前から住宅が建っており、住宅地として利用しているものです。  
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。  
この申請については、7月6日、安井委員、江良推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地と判定されました。

27番、申請地は、美ノ郷町白江字井ノ元の2筆、現況地目は原野、面積は合計273㎡です。  
利用状況は、平成22年頃から、耕作を放棄しており、原野化している状態です。  
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。  
この申請については、7月6日、宇根委員、笠井推進委員と事務局職員で現地調査を行い、原野と判定されました。

28番、申請地は、因島田熊町字呉田の2筆、現況地目は山林、面積は合計1,870㎡です。  
利用状況は、当該土地は高い場所にあり耕作に不便で、平成22年頃から、耕作を放棄しており、山林化している状態です。  
農振地域外、第3種農地、非線引き都市計画区域の用途地域内です。  
この申請については、7月9日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林と判定されました。

29番、申請地は、因島田熊町字日之迫の3筆、現況地目は山林、面積は合計1,334㎡です。  
利用状況は、平成22年頃から、耕作を放棄しており、現在は雑木が繁茂し山林化している状態です。  
農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域の用途地域外です。  
この申請については、7月9日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林と判定されました。

30番、申請地は、因島田熊町字恪処の1筆、現況地目は山林、面積は1,140㎡です。  
利用状況は、平成7年頃から、耕作を放棄しており、現在は雑木が繁茂し山林化している状態です。  
農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域の用途地域外です。  
この申請については、7月9日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林と判定されました。

31番、申請地は、瀬戸田町名荷字東峠の1筆、現況地目は山林、面積は726㎡です。  
利用状況は、平成元年頃から、耕作を放棄しており、現在は雑木が繁茂し山林化している状態です。  
農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域の用途地域外です。  
この申請については、7月10日、白川委員、砂田推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林と判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

(質問、意見なし)



質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号25番から31番は原案のとおり、受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり受理決定することに決しました。

議長

次に、議案第38号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理機構分）を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

この議案の審議については、『農業委員会等に関する法律』第31条第1項の規定「議事参与の制限」により、3番・村上智彦委員の退室を求めます。

[村上智彦委員 退室]

事務局

それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理機構分）について、ご説明いたします。

(議案第38号、125番を議案書をもとに説明)

125番、土地の所在は、因島中庄町字仁井屋新開で、地目は、現況登記ともに畑、面積は5,146㎡です。

権利の種類は、賃貸借権の設定で、賃借料は10a当たり10,000円です。

利用目的は野菜です。

契約期間は令和2年8月1日から令和17年12月31日です。

なお、この農地については、農地中間管理機構から借り受けする耕作希望者はすでにおり、これについては、審議事項(2)で審議させていただきます。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

(質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号125番は、原案のとおり決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。

議長

次に、議案第39号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理機構分）を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

続いて、議案第39号 農用地利用集積計画の決定について説明させていただきます。

(議案第39号、126番から140番を議案書をもとに説明)

126番、土地の所在は、因島中庄町字油屋新開ヲ印で、地目は、現況登記ともに畑、面積は2,415㎡です。

権利の種類は、賃貸借権の設定で、賃借料は10a当たり10,000円です。

利用目的は果樹です。

契約期間は令和2年8月1日から令和12年12月31日です。

- 127番、土地の所在は、因島中庄町字仁井屋新開で、地目は、現況登記ともに畑で、面積は2,751㎡です。  
権利の種類は、賃貸借権の設定で、賃借料は10a当たり10,000円です。  
利用目的は野菜です。  
契約期間は令和2年8月1日から令和12年12月31日です。
- 128番、土地の所在は、御調町丸河南字滑ラで、地目は、現況登記ともに田、面積は386㎡他5筆で、合計面積は3,339㎡です。  
権利の種類は賃貸借権の設定で、賃借料は10a当たり5,000円です。  
利用目的は水稻です。  
契約期間は令和2年8月1日から令和12年12月31日です。
- 129番、土地の所在は、御調町徳永字石丸で、地目は、現況は田、登記は畑で、面積は771㎡です。  
権利の種類は賃貸借権の設定で、賃借料は10a当たり5,000円です。  
利用目的は水稻です。  
契約期間は令和2年8月1日から令和12年12月31日です。
- 130番、土地の所在は、御調町津蟹字林原で、地目は、現況登記ともに田、面積は746㎡です。  
権利の種類は賃貸借権の設定で、賃借料は10a当たり10,000円です。  
利用目的は水稻です。  
契約期間は令和2年8月1日から令和12年12月31日です。
- 131番、土地の所在は、御調町津蟹字矢原で、地目は、現況登記ともに田で、面積は1,581㎡他3筆で、合計面積は5,525平方メートルです。  
権利の種類は賃貸借権の設定で、賃借料は10a当たり10,000円です。  
利用目的は水稻です。  
契約期間は令和2年8月1日から令和12年12月31日です。
- 132番、土地の所在は、御調町津蟹字田良丸沖で、地目は、現況登記ともに田、面積は1,031㎡他1筆で、合計面積は3,274平方メートルです。  
権利の種類は賃貸借権の設定で、賃借料は10a当たり10,000円です。  
利用目的は水稻です。  
契約期間は令和2年8月1日から令和12年12月31日です。
- 133番、土地の所在は、御調町津蟹字才之木で、地目は、現況登記ともに田で、面積は2,925平方メートルです。  
権利の種類は賃貸借権の設定で、賃借料は10a当たり10,000円です。  
利用目的は水稻です。  
契約期間は令和2年8月1日から令和12年12月31日です。
- 134番、土地の所在は御調町津蟹字深田で、地目は、現況登記ともに田、面積は1,909平方メートルです。  
権利の種類は賃貸借権の設定で、賃借料は10a当たり10,000円です。  
利用目的は水稻です。  
契約期間は令和2年8月1日から令和12年12月31日です。
- 135番、土地の所在は、御調町津蟹字深田で、地目は、現況登記ともに田、面積は1,235㎡です。  
権利の種類は賃貸借権の設定で、賃借料は10a当たり10,000円です。  
利用目的は水稻です。  
契約期間は令和2年8月1日から令和12年12月31日です。
- 136番、土地の所在は、御調町津蟹字深田で、地目は、現況登記ともに田で、面積は3,376㎡他2筆で、合計面積は6,974平方メートルです。  
権利の種類は賃貸借権の設定で、賃借料は10a当たり10,000円です。  
利用目的は水稻です。  
契約期間は令和2年8月1日から令和12年12月31日です。

137番、土地の所在は、御調町津蟹字新宅沖で、地目は、現況登記ともに田、面積は4,390㎡他1筆で、合計面積は2,492平方メートルです。  
権利の種類は賃貸借権の設定で、賃借料は10a当たり10,000円です。  
利用目的は水稻です。  
契約期間は令和2年8月1日から令和12年12月31日です。

138番、土地の所在は、御調町津蟹字川田で、地目は、現況登記ともに田で、面積は414㎡です。  
権利の種類は賃貸借権の設定で、賃借料は10a当たり10,000円です。  
利用目的は水稻です。  
契約期間は令和2年8月1日から令和12年12月31日です。

139番、土地の所在は、御調町津蟹字能万田で、地目は、現況登記ともに田、面積は3,084㎡です。  
権利の種類は賃貸借権の設定で、賃借料は10a当たり10,000円です。  
利用目的は水稻です。  
契約期間は令和2年8月1日から令和12年12月31日です。

140番、土地の所在は、御調町津蟹字持田沖で、地目は、現況登記ともに田で、面積は2,267㎡です。  
権利の種類は賃貸借権の設定で、賃借料は10a当たり10,000円です。  
利用目的は水稻です。  
契約期間は令和2年8月1日から令和12年12月31日です。

以上、これらの農地全てについて、農地中間管理機構から借り受けする耕作希望者はすで  
におり、これについては、審議事項(2)で審議させていただきます。

また、議案の一番右側に、新規と記載がありますが、これは広島県の手引きにより、同じ  
農地の貸し借りで、借り人を変えて貸し借りする場合は、前の借り人が解約してから1年以  
内に新しい借り人と貸借開始する場合は更新、と整理しています。

以上、これら全て、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思  
えます。  
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙  
手をしてください。

(質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号126番から140番は、原案のとおり決定することに、賛成の農業委員の方の  
挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。

議長

次に、市からの意見聴取案件である審議事項(2)「農地中間管理事業の推進に関する法  
律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題とい  
たします。

この説明のために農林水産課の職員が出席されていますので、農林水産課より説明を求め  
ます。

農林水産  
課職員

それでは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用  
配分計画(案)について、ご説明いたします。

(議案書資料をもとに説明)

今回は6件64筆の農用地利用配分計画(案)について意見を求めます。

本日の総会におきまして、土地所有者から農地中間管理機構への農用地利用集積計画が審  
議されたもの、及び一部先月の総会で審議されたものが含まれます。

申請の1件目、番号1番、因島中庄町字油屋新開ヲ印の1筆、2415㎡についてです。  
農地中間管理機構から転貸後は新たに農業に取り組み、人・農地プランの中心的経営体に位置付けられる予定の方の果樹の生産用地として使用されます。  
権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和12年12月31日までです。

次に申請の2件目について、申請地は番号2番 因島中庄町字仁井屋新開の1筆、5,146㎡についてです。  
農地中間管理機構から転貸後は法人よる野菜の生産用地として使用されます。  
権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和17年12月31日までです。

次に申請の3件目について、申請地は番号3番 因島中庄町字仁井屋新開の1筆、2,751㎡についてです。  
農地中間管理機構から転貸後は、新規就農者の野菜の生産用地として使用されます。  
権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和12年12月31日までです。

次に申請の4件目について、申請地は番号4から9番までの、御調町丸河南字滑ラ及び湯戸の6筆、合計3,339㎡についてです。  
農地中間管理機構から転貸後は、法人の水稲の生産用地として使用されます。  
権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和12年12月31日までです。

次に申請の5件目について、申請地は番号10番、御調町徳永字石丸の1筆、771㎡についてです。  
農地中間管理機構から転貸後は、法人の水稲の生産用地として使用されます。  
権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和12年12月31日までです。

次に申請の6件目について、申請地は番号11から64番までの54筆、御調町津蟹、合計107,146㎡についてです。  
利用権設定をされていたものを農地中間管理機構を介した転貸に付け替えるものです。  
農地中間管理機構から転貸後は、法人の水稲の生産用地として使用されます。  
権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和12年12月31日までです。

本日の農業委員会でのご審議を経まして、その後、農用地利用配分計画の認可を広島県が判断することになります。  
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、農林水産課より説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

(質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。  
農地利用配分計画(案)については、異議ない旨の意見決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、異議ない旨の意見決定することに決しました。

議長

次に、審議事項(3)「尾道農業振興地域整備計画変更の意見について」を議題といたします。

この説明のために農林水産課の職員が出席されていますので、農林水産課より説明を求めます。

農林水産課職員

それでは、尾道農業振興地域整備計画の変更について、ご説明いたします。

(議案書資料をもとに説明)

まず、農用地区域からの除外案件です。  
位置番号1番は、御調町丸河南の案件についてです。  
当該地については、土地改良事業(ほ場整備事業)の対象地から外れ、法第10条第3項第2号の設定要件を満たさなくなったとして除外の予定です。

続いて、位置番号2番、向島町の案件についてです。  
申出地の現況地目、畑、用途区分、畑となっています。  
除外後の利用計画は所有者の孫の宅地として利用する予定です。  
除外理由は、所有者の高齢化に伴い、介護等面倒を見るために近隣での住宅建設を計画。  
所有者宅から近距離の土地を望んでおり、他所有地は、住宅建設が困難であることから当該土地を選定したとのことです。  
申出地周辺の状況については、近隣には宅地が点在しており、隣接の土地は宅地となっています。また、西隣は道路に面しています。  
また、当該土地は、水路整備の土地改良事業実施地ではありますが、事業完了から、40年以上が経過しています。  
除外の5要件を満たしているため、除外の考えです。

合計2筆、964㎡の除外を予定しております。

次に、農用地区域への編入です。  
まず、位置番号3の御調町白太の土地で、3筆全て環境保全型農業直接支援対策事業の受益地として取り組むということが農用地区域への編入理由となっております。  
該当土地周辺写真の航空写真等を見てわかるように、周辺には農地が多いことがわかります。

続いて、位置番号4から6についてです。  
こちらの土地は中山間地域直接支払制度の受益地ということが農用地区域への編入理由となっております。  
第5期対策の開始に伴い、新規に取り組みを予定しているほ場であります。  
該当土地周辺写真の航空写真等を見てわかるように、周辺には農地が多く、農用地区域も多くあります。

最後に位置番号7についてです。  
瀬戸田町福田の土地であり、こちらも2筆全て環境保全型農業直接支援対策事業の受益地として取り組むということが農用地区域への編入理由となっております。  
該当土地周辺写真の航空写真等を見てわかるように、周辺には農地が多いことがわかります。

編入21筆、合計17、929㎡については、農業の振興を図るため、土地の農業上の利用を確保することが必要と認められる土地という要件に該当するため、農用地区域への編入を予定しています。  
以上で説明を終わります。

議長

ただいま、農林水産課より説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。  
(質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。  
尾道農業振興地域整備計画変更については、異議ない旨の意見決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、異議ない旨の意見決定することに決しました。

議長

次に、報告事項に入ります。  
報告第29号から第30号までを一括して審査を行います。  
農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。  
(質問、意見なし)  
質疑がないようなので、報告事項を終わります。  
以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

議長

次に、その他に入ります。  
まず最初に、各調査区での活動状況を報告していただきます。

各委員	報告がある地区は挙手のうえ報告してください。 (各地区から報告を行う)
議長	次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。
事務局	(その他・連絡事項について説明)
議長	ただいまの事務局の説明について、農業委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。
事務局	(質疑応答)
議長	それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。 閉会にあたり副会長があいさつをいたします。
副会長	長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。 本日はご苦勞様でした。